

神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金

【募集要項（令和 7 年度）】

本事業の目的

相談支援事業者の立ち上げ及び体制強化により神戸市内の相談支援体制の拡充を図るため、新たに相談支援専門員を雇用・配置した相談支援事業者に対し助成を行う。

※現在予算措置されているのは、令和 8 年 3 月雇用配置分までの補助となります。

申請方法

申請書類は、神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当までメールでご提出ください。

申請にあたり、「補助があたるかどうかわからない」「制度がよくわからない」等のご相談がありましたら、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ・応募窓口

※多数のお問い合わせが予想されますので、極力メールでのお問い合わせをお願いします。

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

メールアドレス：soudan_gyakutai@city.kobe.lg.jp

電 話：078-322-6332（平日 9：00～12：00 13：00～17：00）

FAX：078-322-0393

1. 補助対象

令和5年5月1日以降に相談支援専門員を新たに雇用又は配置した神戸市内の特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者

※神戸市直営の事業所は除く。

2. 補助要件及び金額

(1) 補助要件

以下の要件1と要件2のいずれも満たす必要があります。

◇要件1（相談支援専門員及び利用者へのサービス提供について）

	週平均の勤務時間が20時間以上	週平均の勤務時間が20時間未満
特定相談支援事業者	・令和5年5月1日以降に相談支援専門員を雇用又は配置 ・新規利用者から依頼があれば、 <u>補助対象期間の終了日までに、補助対象となる相談支援専門員数1名につき45人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定計画相談支援を新たに担当すること</u>	・令和5年5月1日以降に相談支援専門員を雇用又は配置 ・新規利用者から依頼があれば、 <u>補助対象期間の終了日までに、補助対象となる相談支援専門員数1名につき23人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定計画相談支援を新たに担当すること</u>
障害児相談支援事業者	・令和5年5月1日以降に相談支援専門員を雇用又は配置 ・新規利用者から依頼があれば、 <u>補助対象期間の終了日までに、補助対象となる相談支援専門員数1名につき45人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定障害児相談支援を新たに担当すること</u>	・令和5年5月1日以降に相談支援専門員を雇用又は配置 ・新規利用者から依頼があれば、 <u>補助対象期間の終了日までに、補助対象となる相談支援専門員数1名につき23人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定障害児相談支援を新たに担当すること</u>

◇要件2（相談支援事業所としての取り組み）

- ・基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること

- ・ 区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加
- ・ 神戸市における災害時要援護者支援の取り組みを実施（サービス等利用計画への災害情報記載等）
- ・ 神戸市からの依頼があれば、事業所として法定研修において演習講師を務めること

（２）補助金額

新たに雇用・配置した相談支援専門員の人件費の４分の３に相当する額を交付する

	週平均の勤務時間が 20 時間以上	週平均の勤務時間が 20 時間未満
特定相談支援事業所	補助対象となる相談支援専門員 1 人につき上限 300 万円	補助対象となる相談支援専門員 1 人につき上限 150 万円
障害児相談支援事業所	補助対象となる相談支援専門員 1 人につき上限 400 万円	補助対象となる相談支援専門員 1 人につき上限 200 万円

※勤務時間は相談支援事業所における勤務時間とする。

３．補助対象経費

	補助対象経費	補助対象とならない経費
新たに雇用・配置した相談支援専門員の人件費	給与、各種手当、賞与、社会保険料や労働保険料の企業負担分である法定福利費、通勤手当、住居手当など	退職一時金、退職一時金引当金、慶弔金や社員旅行費などの福利厚生費

４．補助対象期間

補助対象となる相談支援専門員を雇用・配置した月から２年間とする

５．申請後の手続きの流れ概要

（１）申請時期

通年受付

毎月 10 日までに申請いただければ、翌月下旬に支給決定通知を送付します。お支払いは 1 1 月、5 月の年 2 回です。

（２）実績報告及びお支払いの流れ

① ９月１０日までに申請いただいた場合

神戸市	事業者
② 確定（上半期）通知 １１月上旬	① 実績報告（上半期）提出期限 １０月２９日
④ 支払（上半期） １１月下旬	③ 請求書（上半期）提出期限 １１月上旬
⑥ 確定（下半期）通知 ４月下旬	⑤ 実績報告（下半期）提出期限 ４月中旬
⑧ 支払（下半期分） ５月下旬	⑦ 請求書（下半期）提出期限 ５月初旬

② ①より後に申請いただいた場合

神戸市	事業者
② 確定（下半期）通知 ４月下旬	① 実績報告（下半期）提出期限 ４月中旬
④ 支払（下半期分） ５月下旬	③ 請求書（下半期）提出期限 ５月初旬

６．申請に必要な書類

- ・人材確保支援費交付申請書（様式第１号）
- ・要件確認シート 兼 誓約書（様式第１号別紙）
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）

※補助対象となる相談支援専門員を雇用・配置した月以降のものすべて

- ・ 補助対象となる相談支援専門員の相談支援専門員経歴書（参考様式 3）
 - ・ 補助対象となる相談支援専門員の実務経験証明書（参考様式 5）
 - ・ 相談支援事業実施計画書（様式第 2 号）
 - ・ 運営規程の写し
 - ・ 補助対象となる相談支援専門員の初任者研修修了証の写し
 - ・ 財産目録（新設の法人で財産目録がない場合は、資産状況のわかる書類の写し）
 - ・ その他神戸市長が必要と認める書類
- ※神戸市に提出済みのもの

7. その他

・ 実績報告の際、補助額が当初の補助金交付決定金額よりも増額となる場合は、別途変更手続きが必要となります。補助金申請に当たっては、想定される最も高い金額でご申請いただきますようお願いいたします。